

e-GOV パブリック・コメント

[トップ](#)[パブリック・コメント制度について](#)[案件一覧](#)[ヘルプ](#)

[トップ](#) > [案件一覧](#) > 建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

募集中

[facebook](#)[twitter](#)

カテゴリー	建築、住宅
案件番号	155210314
定めようとする命令などの題名	建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準
根拠法令条項	建設業法施行令第41条第3項
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2021年6月21日
受付開始日時	2021年6月21日21時0分
受付締切日時	2021年7月20日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	(意見募集要領) 技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正について	PDF
命令などの案	(概要) 技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正について	PDF
建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準（改正案）		
関連資料、その他		
資料の入手方法	不動産・建設経済局建設業課にて配布	
備考		
問合せ先 (所管省庁・部局名等)	不動産・建設経済局建設業課 技術検定係（内線24744）	

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による!

[戻る](#)

意!

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関するパブリックコメントの募集について

令和3年6月21日

<問い合わせ先>

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

TEL: 03-5253-8111 (代表)

(内線 24744)

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的として、建設業法施行令（昭和31年政令273号。以下「令」という。）第41条第1項から第3項に基づく受検禁止の措置を行う場合の基準を見直します。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準（案）

2. 意見募集期限

令和3年7月20日（火）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス : hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAXの場合

FAX番号 : 03-5253-1553

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 パブリックコメント担当 宛

- ※ 件名を「建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関する意見」と明記してください。
- ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。
- ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省不動産・建設経済局建設業課パブリックコメント担当宛

「建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関する意見」

氏名 :

会社名／部署名 :

住所 :

電話番号 :

電子メールアドレス :

意見 :

理由 :

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

不動産・建設経済局建設業課（内線 24744）

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準（改正案）

1. 趣旨

本基準は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和31年政令273号。以下「令」という。）第41条第3項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 措置の基本方針

技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第41条第3項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

3. 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。

なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかつた者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。

4. 措置の基準

(1) 一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
①他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1年
②出願に関する不正行為（④に該当する場合を除く。）	
③参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2年
④虚偽の出願（替え玉受検、無資格受検など）によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3年

（2）個別事情による措置の加重又は軽減

- ① 不正行為の内容及び情状により受検禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ② 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受検禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受検者に通知するとともに、各指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとしたことにより、令第41条第3項に基づき技術検定の受検を禁止された者については、当該検定種目の1級及び2級の受検禁止措置に加え、他の検定種目においても受検禁止の措置を講じることとする。その場合、受検禁止期間は、当該検定種目の受検禁止期間に準じる。

7. 施行期日等

- ①この基準は、令和3年　月　日から施行する。
- ②この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。